

九州大学法制史料「大阪津村南之町内諸書付及控帳」

中川, 晃一
柳川古文書館 : 学芸員

和仁, かや
早稲田大学法学学術院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/6796171>

出版情報 : 九州大学附属図書館研究開発室年報. 2022/2023, pp.1-13, 2023-09-01. Kyushu University Library
バージョン :
権利関係 :



九州大学法制史料「大阪津村南之町内諸書付及控帳」

中川 晃一[†] 和仁 かや[‡]

【キーワード】 大坂、町会所、法制史、都市史、近世、歴史資料、地域史料、金田平一郎

Catalogue of Ōsaka Tsumura-minami-no-machi Documents
in the Edo-period

NAKAGAWA Kouichi WANI Kaya

1. 本文書の来歴

本稿では、九州大学附属図書館付設記録資料館・法制資料部門所蔵の「大阪津村南之町内諸書付及控帳」(Kj18-O-126 /235点)について、令和4年度に整理・目録化が完了したのを機に紹介する¹。

「大阪津村南之町内諸書付及控帳」は、昭和18(1943)年12月14日に九州帝国大学が松浦書店より購入した大坂の町方史料で、文書名が記された木箱(写真参照、法量44.5×36.2×高11.9)に収められていた。加えて、後に触れるが、津村南之町は明治5(1872)年に備後町五丁目に改称されており、備後町五丁目の史料も多数含まれている。ただし木箱の作成や文書名の付与の経緯は不明ゆえ、文書名はそのままとした。

本文書の購入も、既に目録を公開している法制資料部門所蔵「大阪塩町四丁目町内記録」(昭和9年7月5日に巖松堂書店より購入)と同様、昭和5(1930)年より九州帝国大学法文学部で法制史講座を担当していた金田平一郎(1900-1949)の意向によるものと考えられ、金田の幅広い地域研究とそのための史料蒐集の試みがうかがえよう²。購入後は長らく未整理の状態にあったこと、ならびに目録化までの経緯は、「大阪塩町四丁目町内記録」と同様である³。

史料番号には Kj18-O-126- ■ と枝番号が付されているが、本稿では以下「番号■」と略記する。



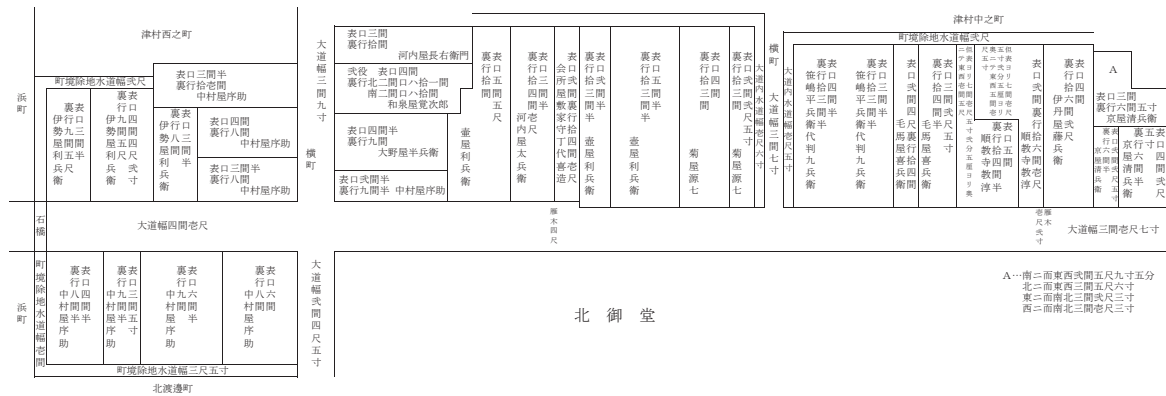
[†] なかがわ こういち 柳川古文書館学芸員、九州大学大学院人文科学府博士後期課程
(〒832-0021 福岡県柳川市隅町71-2) E-mail: nkgw2013@gmail.com

[‡] わに かや 早稲田大学法学学術院教授、九州大学附属図書館研究開発室特別研究員
(〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1) E-mail: kaya2018@waseda.jp

1 本稿では、近世に通例用いる「大坂」ではなく、本文書を取っていた木箱の記載に従って「大阪」と表記する。

2 中川晃一・和仁かや「九州大学法制史料「大阪塩町四丁目町内記録」」(『九州大学附属図書館研究開発室年報』2021/2022、2022年8月31日、pp.1-17) <https://hdl.handle.net/2324/4822547>

3 同上。



番号 91「津村南之町水帳」の水帳絵図より作成、人名等は安政 3 年時点

2. 津村南之町（備後町五丁目）について

津村南之町は、現在の大阪府中央区備後町四丁目・本町四丁目付近にあたり、大坂三郷の北組に属した。元和 5（1619）年の大坂市中拡張に際し町場化したことで津村町が成立し、寛文 12（1672）年に至って津村町が北之町・西之町・中之町・東之町・南之町に分離したとされるが、明暦元（1655）年の大坂三郷町絵図には「津村南町」とあり、実質的にはそれ以前から一町と考えられていたようである⁴。

東西 70 間・南北 27 間ほどの広さであるが、上図のように北御堂（現在、西本願寺津村別院）⁵に接し、町自体は L 字型となっており、東西を貫く備後町通りの西側は両側町、東側は片側町である。また、町の北側は津村西之町・津村中之町、南側は北渡邊町、東側は御堂前町、西側は濱町に接している。

図は安政 3（1856）年の水帳絵図に基づいて作成しているが、絵図上で同じ間数に見える箇所でも、記載の表口・裏行の間数が一致していないところがある。特に、東側は裏行が東に向かうにつれて長くなっていることから、実際には水道が斜めに通じていると推測される。

家数・役数は、元禄 13（1700）年の三郷水帳絵図では屋敷 31 軒・役数 35 半役、うち年寄分一役が無役であった。屋敷数・役数は江戸時代を通じて大きな変化はみられないものの、安政 3 年の「津村南之町水帳」（番号 91）では、明治に入ってからの変更による帳面の名義切替で屋敷 29 軒とある。人口は、明治 3 年の「差上申證文之事」（番号 93）からは、住宅家主 16 人、家持之妻子 40 人（男 16 人、女 24 人）、借屋之者 160 人（男 72 人、女 88 人）、下人下女 27 人（男 17 人、女 10 人）の合計 243 人（男 119 人・女 124 人）が住居していたことが判明する。また、延享版「難波丸綱目」では、雪踏、豊前国問屋がそれぞれ確認される⁶。町会所は、町のほぼ中央に置かれており（表口式間裏行拾四間壱尺）、明治 2（1869）年の町会所廃止後は町中の持屋敷となっている。

近代以降は、区画の変更がたびたび実施されているが、本文書に関連する範囲でその変遷を整理しておきたい⁷。①明治 2（1869）年 6 月 2 日、旧来の三郷の廃止によって東西南北の四大組が設置され、各町に町年寄が置かれることになった。津村南之町は、東大組第三区に所属し、町年寄は慶應 3（1866）年 4 月 19 日に就任した「毛馬屋茂兵衛」が引き続き勤めていたようである⁸。②明治 4（1871）年 4 月に戸籍法が制定されると、同年 5 月 8 日に四大組内の区画が改まり、各町の町年寄は廃されて、数町からなる各番に少年寄が配置された。津村南之町は、東大組か組三番の所属となっ

4 平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系 大阪府の地名』（平凡社、1986 年）。以下の記述も、基本的にこれに依拠した。

5 浄土真宗本願寺派の別院。大谷派の難波別院を南御堂というのに対し、北御堂と称す。天正 19（1591）年、大坂天満の本願寺が京都堀川に移ったため、大坂の門徒は棲岸に坊舎を建立した。それを慶長 2（1597）年津村に移し、明治 9（1876）年津村坊舎を津村別院と改称。（『国史大辞典』「津村別院」）。

6 多治比郁夫・日野龍夫編輯『校本難波丸綱目』（中尾松泉堂書店、1977 年）175、127 頁。

7 以下、新修大阪市史編纂委員会編『新修大阪市史』第 5 巻（大阪市、1991 年）153-176 頁による。

8 慶應 3 年 4 月 19 日の年寄就任日は、安政 3 年「津村南之町水帳」（番号 91）による。また、明治 2 年に町年寄となったことを明示する根拠は、管見の限り不明であるが、本文書内の史料には明治 3～4 年にかけて町年寄として「毛馬屋茂兵衛」の記載があることから、引き続き勤めていたものと考えられよう。

たが、か組三番の少年寄は御堂前町の「稲垣久左衛門」が勤めている⁹。③さらに、明治5（1872）年3月17日に再び四大組内の区画が改正され、津村南之町は備後町五丁目と改称し、東大組十七区に所属した。この変更では、各町に少年寄が置かれたが、同年5月5日に少年寄は戸長と改称されている。本文書では、明治5～7年にかけて、備後町五丁目戸長として「作田孫兵衛」が確認できる。④その後、備後町五丁目は、明治8（1875）年に大阪府で大区小区制の実施によって第一大区に属し、明治12（1879）年に三新法（前年公布）により第一大区は東区と改められた。ただし、本文書には、この時期（明治8年）以降の史料はほとんど残っていない。

3. 本文書の内容

本文書は購入史料であることから、それ以前の来歴および伝世の詳細は不明であるが、町運営に関わる史料が多く、町会所で保管されていたものと考えられよう。ただし、文書名にある「津村南之町」に限らず、明治5年3月以後の備後町五丁目の戸長（作田孫兵衛）史料も多く含まれている。文書がどのようにして引き継がれていたかは不明な部分も多いが、以下本文書の概要をみてみよう。

まず、土地台帳である水帳は、宝暦3年・安永7年・寛政10年・文化12年・文政8年・安政3年（番号82・87・88・89・92・91）が残っている。大坂の町では、明暦元年、寛文2年、天和2年、元禄7年、享保11年、宝暦3年、安永7年、寛政10年、文化12年、文政8年、安政3年といった周期で水帳が作成された。これまで津村南之町の水帳は、大阪市立中央図書館所蔵の安政3年のものが確認されていたが¹⁰、本文書により近世中後期の水帳の所在が明らかとなった。水帳絵図は、文化12年のものを除いて付属している。

江戸時代では、水帳については同じものを三冊作成し、町・町奉行所・三郷の惣会所に保管するのが一般的であった。大阪市立中央図書館が所蔵する安政3年作成の水帳は、明治12年2月が最後の帳切である。飯田直樹氏によれば、この水帳は、明治2年の大坂三郷廃止後は東大組の大年寄詰所に、明治12年の三新法以後は東区役所で公文書として管理され、最終的に1966-67年に同図書館に移管されたものである¹¹。

一方で、本文書の安政3年水帳（番号91）では、明治4年7月9日付が最後の帳切である。本文書内の「差入申一札」（番号71-15）は、明治6年6月25日付の藤井藤次郎所有の抱屋敷を信原宗助へ永代売渡する際に、備後町五丁目戸長作田孫兵衛に提出した証文である。この売渡については、大阪市立中央図書館所蔵の安政3年水帳では帳切がなされているが、本文書の安政3年水帳ではなされていない。本文書の安政3年水帳は、おそらく従来町で管理していた水帳であり、戸長制の移行にともなって管理が移ったものの、何らかの理由で帳切がなされなくなったものであろうか¹²。

次に、量的に多いのが人別に関する史料である。本文書内における近世文書には、他所への養子や死亡・葬儀に関して町内から年寄宛に差し出されたものが多い。また、文政5年の「宗旨人別帳」（番号90）や、明治4年の宗旨手形が数点ある。

町内規定に関する史料としては、安永5年「町中諸祝儀定帳」（番号83）、文政7年「諸祝儀式目并年中勘定仕法立帳」（番号84）、慶應3年「町内申合取締条目」（番号96）がある。また、寛政11年「丁内家賃證文控帳」（番号86）、安政2～慶應2年「證文帳」（番号100）、慶應3年の「諸事證文帳」（番号95）は年寄宛の証文の控、万延2年「目安帳」（番号101）は町外にかかる出入についての記録である。また、点数はそれほど多くないものの、家屋敷の売買に関する史料や、年寄に宛てた拝借金願、髪結や下尿汲取の契約、寺社への寄進に関する一紙類・簿冊もある。

9 安政3年の水帳では、御堂前町の年寄として記載がある。大阪市立中央図書館蔵「御堂前町水帳」。大阪市立図書館デジタルアーカイブより閲覧。書誌 ID:0080232609。http://image.oml.city.osaka.lg.jp/archive/detail?cls=ancient&pkey=i0078001

10 梶原修「大坂水帳所在目録 平成28年7月1日現在」(『大阪府立図書館紀要』第45号、2017年) 108-109頁。大阪市立中央図書館蔵「津村南之町水帳」。大阪市立図書館デジタルアーカイブより閲覧。書誌 ID: 0080260932。http://image.oml.city.osaka.lg.jp/archive/detail?cls=ancient&pkey=i0020001

11 飯田直樹「大阪における水帳の伝来と帳切の終焉」『大阪歴史博物館研究紀要』15（2017年）、40-44頁。

12 飯田直樹氏は、明治12年の三新法施行を機に町が管理していた安政水帳が戸長役場の管理になったことを指摘している。飯田「水帳が公文書になるとき」(地方史研究協議会編著『日本の歴史を突き詰める—おおさかの歴史』(文学通信、2022年) 所収、107-108頁。

明治5年より津村南之町は備後町五丁目に名称変更されるが、本文書に残る備後町五丁目の戸長（作田孫兵衛）に関わる史料についても触れておきたい（主に番号71・72）。まず、人別に関する史料として、引越や養子、婚姻などを理由とする人別の異動に関して町外より差し出された文書が、明治5年から7年までにかけて番号71内を中心に多数含まれている。また、備後町五丁目が所属する東第十七区会議所から公役の請求に関する文書も、番号72内にまとまってあり、会議所諸入用や御布令板行代、区長戸長役料、御取締諸入費、川浚御手伝献金、小学校入用など多岐にわたる名目で納められていたことがわかる。「〔人名簿〕」（番号102）は、明治6年の備後町五丁目の各世帯の商売・人名・年齢を記したものであるが、これも備後町五丁目戸長が管理したものと推測される。

一方で、町会所の敷地・建物や、町有文書を含む町有財産については、明治9年に導入された総代人制度との関わりが指摘されているが¹³、本文書内には総代人に関する史料は見当たらなかった。本文書は、備後町五丁目戸長が最後の管理者であったと考えられるが、それ以前の町有文書がどのように持ち込まれ、どういった経緯で戸長の手を離れたかについては、現段階では不明である。

最後に、本文書の留意点として、法制史料内の別文書の史料が紛れていることに触れておく。豊後国速見郡荒木村¹⁴の「荒木家文書」（Kj19-20）の史料1点の他、やはり大坂の町内記録である「大阪塩町四丁目町内記録」（Kj18-O-95）と思しき史料が9点確認された。特に番号39の「〔包紙〕」の上書には「南組 塩町四丁目」とあるが、包紙内には塩町四丁目と津村南之町の史料が混在している。また、「文化九年申秋御知行村々取箇所務目録」（番号67）は、法制史料の「九大法文書」498～503にも年代は異なるものの同一と思われる史料があるが、何れも津村南之町のものではない。ただし、今回は欠番等の対応は取らず、現況を維持した上で目録を作成した。

4. むすびにかえて

金田平一郎は「大阪津村南之町内諸書付及控帳」については、九大による購入以前に「判例近世大坂私法一班——大坂奉行所判決例四十五題紹介——」で言及しており¹⁵、その後も同文書及び「大阪塩町四丁目町内記録」を論文「徳川時代の大坂町制一班」でも活用している¹⁶。「徳川時代の大坂町制一班」では、①水帳を用いて、町域が比較的狭小であったと述べた上で、②家持や借屋ら町民の資格や義務などを明らかにし、③給与も含めた町吏制の概要を説明し、④最後に町吏が担った租税の取立や、下尿の処理、町民への経済的援助、髪結の契約、家屋敷の売買などの町務を紹介している。

本文書は、上記の金田以降、殆ど活用されて来なかったものの、「大阪塩町四丁目町内記録」と合わせ、大坂の町制に関する有用な史料である。加えて、近代への移行にかかる史料も多く、近世の町がどのように解体されていったかを明らかにしうる史料であるといえよう。

*本稿はJSPS 科研費21K01107による研究成果の一部である。

13 飯田（前掲注11）38頁。

14 現在の分県由布市湯布院町川北荒木。

15 石井良助編『中田先生還暦祝賀 法制史論集』（岩波書店、1937年）所収、27頁。

16 『法政研究』12巻1号（1942年）。

凡例

- 一、本目録は、九州大学附属図書館付設記録資料館・法制資料部門所蔵の「大阪津村南之町内諸書付及控帳」(Kj18-O-126) 235点を収録した。
- 一、目録に掲載したデータは、史料番号・標題・年月日・作成者・宛所・史料内容・備考・形態・丁数(冊子の場合)・法量(最大値)である。
- 一、史料名は、原史料に何らかの記載がある場合には、これを採用している。記載のない場合は、便宜的に仮題で処理し〔 〕を付した。
- 一、史料内容は、簡潔にまとめるよう努めた。また、備考には、一括状況や破損状況、包紙の有無(包紙を伴わない場合はあえて記載していない)などの史料伝存にかかわる情報を示している。なお、ここで一括状況などにふれる場合の番号はすべて史料番号である。
- 一、人物や年次などで推定によるものには()を付した。また、判読不明な文字は〔 〕・□で処理した。
- 一、史料の形態は、一紙・罫紙・専用紙・横折・縦帳・横帳・和綴などとしている。このうち「一紙」とは料紙を何枚か継いだもので、一紙*枚のように表記している。
- 一、法量の単位はセンチメートルである。
- 一、冊子形態の史料には、丁数を付しているが、原則として表紙を除く墨付である。
- 一、史料によっては、保存上、あるいはプライバシー保護の観点から閲覧できないものがある。

史料番号	標題	年月日	作成者	宛所	史料内容	備考	形態	法量
Kj18-O-126-1-0	〔包紙〕	午正月	宝城寺（朱印）	津村南之町様	「御寄進納帳」	Kj18-O-126-1-1・2を内包	—	—
Kj18-O-126-1-1	覚	西八月九日	御靈宮社僧 宝城寺、同講中	津村南之町御丁人御借家御中様	青銅拾貫文・金三百疋、大師堂再建寄付として受納したこと	—	一紙	27.7 × 14.0
Kj18-O-126-1-2	寄進請取通	安政五戊午年	御靈宮 宝城寺、世話方町（印）	津村南之町様	西7月8日分までの16件分の受取記録、それぞれ「請取」印あり	—	横折	32.5 × 43.5
Kj18-O-126-2	追寄進銀受取通	—	御靈宮世話方 堂嶋浜（印）	津村南之丁御年寄 伊丹屋藤兵衛様	3件分の青銅受取記録、メ青銅六拾貫目	—	横帳1丁	14.0 × 42.8
Kj18-O-126-3	券	嘉永6癸丑年11月14日	坂松山一心寺 知事（朱印）、同寺取締 世話方（朱印）	津村南之町御町中	金壹両、当山再興修補施入として収納したこと	—	一紙	33.5 × 23.8
Kj18-O-126-4	一札	嘉永2年西10月29日	井筒屋空之助 代判 丹波屋太蔵（印）、ほか1名	津村南之町御年寄 伊勢屋利兵衛殿、御家主 丸屋平兵衛殿	親類但馬豊岡桃屋平左衛門弟兵助が当地で死去したこと	—	一紙2枚継	26.6 × 53.5
Kj18-O-126-5	差入申一札之事	安政5午年11月10日	丸屋佐七（印）、親類惣代 釘屋政七（印）	家主 京屋吉良兵衛殿、年寄 伊勢屋利兵衛殿	貰い受けた女房が人別送・寺送の手配中に病死したこと、関係書類は遠方のため延引するが届き次第提出すること	—	一紙2枚継	27.0 × 65.5
Kj18-O-126-6	一札	嘉永元年申9月	順教寺（印）	年寄 伊勢屋利兵衛殿	従弟数馬、当地若党人別から富島式丁目中尾可兵衛方へ養子となるため、人別送りを願う	—	一紙2枚継	27.5 × 32.2
Kj18-O-126-7	一札	嘉永元年申9月9日	曾根屋善七（印）、麻田村久兵衛（印）	津村南之町年寄 伊勢屋利兵衛殿	親類麻田村久兵衛女房みのが当地養生中に死去したこと	—	一紙2枚継	27.5 × 47.9
Kj18-O-126-8	一札之事	弘化4年未10月	九郎右衛門町橋屋太郎兵衛かしや 加賀屋喜兵衛（印）、万屋善吉（印）	津村南之町年寄 伊勢屋利兵衛殿	美濃国大野郡中之宮村広助弟丈助（丁内万屋善吉方養子）が不縁にて国元に引き取り、人別送り受取のこと	—	一紙2枚継	27.4 × 52.0
Kj18-O-126-9	乍憚口上	天保10亥年2月	東下宿 近江屋九郎兵衛（印）	津村南之町 御年寄様 御会所	一昨年類焼により難渋し拝借した件につき、普請は出来たが難渋しているので拝借を願う	—	一紙2枚継	28.2 × 23.0
Kj18-O-126-10	人別引取一札	文政6年未3月	権右衛門町和泉屋吉兵衛かしや 岡本屋弥七（印）	津村南之町家主 油屋清九郎殿	岡本屋弥兵衛、女房、梓、下女ら7名の人別を引取のこと	—	一紙2枚継	27.5 × 33.0
Kj18-O-126-11	口演	10月9日	年寄（印「毛馬屋」）	伊丹屋かと 代判 春吉殿、ほか11名	町内三河屋藤助所持の家屋数が、津村西之町舟橋屋春吉へ売渡となったことを披露、承知の旨調印願う、各宛の下に印あり	—	一紙2枚継	24.7 × 58.4
Kj18-O-126-12	覚	壬申6月23日	備後町五丁目 森平次郎（印）	御戸長	「一、二階四畳半 式ヶ所」以下書上、メ四拾八畳半にて相違ないこと	—	一紙	23.0 × 32.5
Kj18-O-126-13	覚	申6月	備後町五丁目 宿屋渡世 岡田加□（印「伊丹藤」）	—	「一、表奥六畳 壹間」以下書上、メ五拾七畳半とあり	—	一紙	24.9 × 34.5
Kj18-O-126-14	〔図〕	—	—	—	備後五丁目昔野利兵衛所持の建物平面図、買主堤喜平、家賃・利息のことなども記す	—	一紙	28.3 × 44.7
Kj18-O-126-15	〔記〕	明治3庚午年9月晦日	東大組三番 津村南之町年寄 毛馬屋茂兵衛（印）	—	家数30棟、役数32役5歩、人数243人（男119人、女124人）、去年より5人減少（男1人、女4人）	—	一紙	28.5 × 18.0
Kj18-O-126-16	家屋敷売渡證文之事	明治7年第2月	家屋敷売主 昔野利兵衛、備後町五丁目戸長 作田孫兵衛	堤喜平殿	備後町五丁目拾式番地の土地（「地券」）と同所建屋を合計三百円で売り渡すこと	—	一紙2枚継	28.0 × 62.5
Kj18-O-126-17	譲渡申畑地證文之事	天保14癸卯年12月	荒木村栄助与合 助四郎（印）、ほか12名	同村（荒木村）丈助殿	盗賊をして村を去った米助が高松御役所に訴えて物入となったため、米助の畑を譲り渡すこと	※荒木家文書カ	一紙2枚継	24.3 × 59.0
Kj18-O-126-18	差入申一札	明治10年2月	順教寺住職 峯地教円（朱印）	作田孫兵衛殿	先年の寺家賃事件ののち、年寄・檀家と取り替わした証札について	—	罫紙	23.3 × 31.9
Kj18-O-126-19	家賃證文之事	文久元酉年11月	家賃置主 伊勢屋利兵衛（印）、月行司2名	嶋池屋重太郎殿	津村南之町北側伊勢屋利兵衛所持の家屋数につき、当西11月より来戊10月までの銀四拾貫匁の家賃受取のこと	—	一紙2枚継	27.0 × 48.6
Kj18-O-126-20	家賃證文之事	明治2巳年3月	家賃置主 毛馬屋茂兵衛（印）、ほか4名	曾根屋由松 代判 善七殿	津村南之町毛馬屋茂兵衛所持の家屋数につき、当巳3月より来午2月までの家賃受取のこと	—	一紙2枚継	28.0 × 59.7
Kj18-O-126-21	一札之事	文久3年亥12月	中村恒助（印）	津村南之町御年寄 壺屋利兵衛殿	難渋につき助成金壹両貳歩、来子正月より8月までの先借にて、如何なる理由でも先借は申し出ないこと	—	一紙2枚継	26.6 × 46.3
Kj18-O-126-22	一札之事	嘉永7寅年8月	因幡屋新兵衛（印）	津村南之町年寄 伊勢屋利兵衛殿、家主 毛馬屋喜兵衛殿	津村北之町大和屋善三郎方同家叔母ようが死去し、遺言により私宅で葬儀をすること	—	一紙2枚継	27.3 × 47.0
Kj18-O-126-23	口上	天保12丑年5月	勝屋勝右衛門（印）	御年寄様、御家主様	甥次郎兵衛や親類等の事情を説明し、難渋を願ひ、宜しく取り計らいを頼む	※塩町記録カ	一紙2枚継	24.3 × 62.5
Kj18-O-126-24	口演	巳12月	年寄（印「毛馬屋」）	河内屋長兵衛殿、ほか12名	町内中村屋序助殿掛屋敷4ヶ所につき、代金五百五拾両で曾根屋善七（はりまや宗助殿借屋）が買受けたことを披露、承知の旨調印願う、各宛の下に印あり	—	一紙3枚継	24.5 × 70.1
Kj18-O-126-25	覚	子5月	掛 惣年寄（印）	津村南之町 居町人八人	銀拾枚、去去年11月の大火の際、難渋人への施銭として請取のこと	—	一紙	27.9 × 19.5
Kj18-O-126-26	券	子6月8日	堀川恵美須社 神主（印）、世話方（朱印）	津村南之町様	青銅式貫文、本社再建御助成として慥かに神納したこと	—	一紙	27.9 × 21.1
Kj18-O-126-27	覚	子4月	北神明宮 堂島浜 世話方（印）	津村南之町御衆中様	青銅拾貫文、本社再建御助成として慥かに神納したこと	—	一紙	32.9 × 23.8
Kj18-O-126-28	〔記〕	辰2月	年寄（印「毛馬屋」）	河内屋長兵衛殿、ほか11名	下屋代銀請取方につき、当辰は老人別一銭七百文宛か銀五匁宛とし、承知の旨調印願う、各宛の下に印または一筆あり	—	一紙3枚継	23.6 × 67.1
Kj18-O-126-29	口演	8月	月行司	毛馬屋茂兵衛殿、ほか17名	伊丹屋藤兵衛殿入仏につき、来る15日法泉寺に四ツ時参詣のことを案内する、各宛の下に「不参」と記載	—	一紙2枚継	23.8 × 59.2
Kj18-O-126-30	口演	午正月	年寄（印「毛馬屋」）	河内屋長兵衛殿、ほか13名	町内中村屋序助殿掛屋敷につき、代金百五拾両で大和屋久兵衛（序助殿借屋）が買受けたことを披露、承知の旨調印願う、各宛の下に印あり	—	一紙3枚継	24.2 × 69.0

九州大学法制史料「大阪津村南之町内諸書付及控帳」

史料番号	標題	年月日	作成者	宛所	史料内容	備考	形態	法量
Kj18-O-126-31	覚	明治5 壬申6 月	東大組第十七区備後町五丁目 前田藤兵衛 (印)、ほか3 名	戸長	旧諸藩貸上金御調につき、以前提出したのち、再三調べたが変わらないこと	—	一紙	24.7 × 34.4
Kj18-O-126-32	覚	卯8 月16 日	掛 惣年寄 (印)	津村南之町	銭五拾貫目、市中難洪人共御救いの銭として請取	—	一紙	27.5 × 41.0
Kj18-O-126-33	乍憚御願申上候口上書	酉3 月	河内屋清兵衛 (印)	津村南之丁御年寄様、御町人中様、御会所	類焼により諸道具焼失と近年身の上不如意により難洪しているため、御町内より銀百五十拾目の借用を願う	—	一紙	27.7 × 41.0
Kj18-O-126-34	〔記〕	午8 月	津村南之町	—	東参番組内津村南之町の借屋5 軒ノ三十人とあり	—	一紙2 枚綴	27.2 × 35.5
Kj18-O-126-35	〔断簡〕	—	—	—	米の売立記録、日付・量・人名が記載	元小横帳カ	一紙	27.7 × 41.3
Kj18-O-126-36	〔布達〕	明治12 年11 月29 日	令渡邊清代理 福岡県少書記官森醇	—	同月17 日付陸軍卿西郷従道、徴兵令改正につき事務条例別冊の通り定めることを布達、墨書「古賀」とあり	※別文書群カ	専用紙	20.0 × 29.0
Kj18-O-126-37	覚	酉8 月	油屋 清九郎	—	銭式拾老貫五百文、伊丹屋分預り宝城寺寄進手当銭に関する差引記録、後半は「×」(抹消カ) が付される	—	横折	27.5 × 41.8
Kj18-O-126-38	御冥加金町内中入札控	—	津村南之町	—	川々大渡のため、家持から借屋まで個別に金額を記載	—	横帳4 丁	12.1 × 34.1
Kj18-O-126-39-0	〔包紙〕	明和5 子年正月	南組塩町四丁目	—	「歎御願一件」	Kj18-O-126-39-1 ~ 40 を内包	—	—
Kj18-O-126-39-1	永代譲り渡一札之事	明治3 午年3 月	譲り主 大和屋多助 (印)、ほか親類惣代・證人	近江屋徳兵衛殿	津村南之町に所持の髪結持場所を金21 両で永代に譲り渡すこと	—	一紙2 枚綴	27.1 × 60.8
Kj18-O-126-39-2	差入申一札	明治4 未年10 月17 日	譲り主 近江屋徳兵衛 (印)、ほか親類惣代・譲り受主・請人	津村南之町 河内屋喜造殿	津村南之町髪結餉廻り場所を21 両で永代に譲り渡しにつき一札	—	一紙2 枚綴	27.9 × 53.0
Kj18-O-126-39-3	舌代	子正月21 日	年寄 伊勢屋利兵衛、ほか勘定方2 名	伊丹屋藤兵衛様、ほか10 名	不束のため遠慮差扣を申し付けた幸助につき、親類共より引負銭の弁済など願書が出されたので、ご相談申し上げること	—	一紙2 枚綴	27.3 × 54.8
Kj18-O-126-39-4	覚	元治2 年乙丑3 月	丹波屋六兵衛 (印)	津村南之町御年寄様、御町人中様	難洪につき、助成として金200 疋有り難く受納したこと	—	一紙2 枚綴	27.3 × 31.5
Kj18-O-126-39-5	乍恐御願申上候口上覚	安政2 年卯11 月	丹波屋六兵衛 (印)	津村南之町御年寄様、御会所様	私宅の破損につき、自力では出来難く、御町様の助力を願う	—	一紙2 枚綴	27.3 × 25.5
Kj18-O-126-39-6	口演	庚午6 月13 日	年寄 (印「毛馬屋」)	伊丹屋かと 代判春吉殿、ほか14 名	丁内三河屋藤助代判万介所持家屋敷が藤助借屋綿屋太兵衛へ永代売渡となったことを承知の旨調印願う、各宛の下に印あり	—	一紙3 枚綴	24.4 × 60.9
Kj18-O-126-39-7	覚	丑 (天保12 年) 2 月5 日	—	—	大御所様 (家斉) 薨御につき、遵守事項を示す	—	一紙5 枚綴	27.0 × 162.0
Kj18-O-126-39-8	乍恐口上	5 月10 日	塩町老丁目丁人共	—	明和4 年設置の家賃差配所の差し支えに関する意見書	地に付札1 枚	一紙5 枚綴	23.6 × 105.3
Kj18-O-126-39-9	一札	嘉永元年申8 月19 日	石川屋勘兵衛 (印)、近江屋真藏 (印)	津村南之町年寄 伊勢屋利兵衛殿	私方 (石川屋勘兵衛) で養生していた近江屋真藏の姉が病死し、野送りとする	—	一紙2 枚綴	27.6 × 44.9
Kj18-O-126-39-10	乍恐口上	天保8 酉年3 月	東下宿 近江屋九郎兵衛 (印)	津村南之町御年寄様、御町人中様、御会所	火災により建具畳など焼失し、借家で渡世するため、銀五百匁の拝借を願う	—	一紙	27.7 × 40.6
Kj18-O-126-39-11	一札	弘化4 年未9 月	小間物屋屋兵衛 (印)	津村南之町御年寄中	菊屋久次郎代判利兵衛借屋北国屋走吉方に同家全業屋喜八娘ちへにつき、京都より引取の人別送りについて	—	一紙2 枚綴	27.3 × 48.4
Kj18-O-126-39-12	乍恐口上	嘉永2 酉年12 月	請人 油屋利右衛門 (印)、土佐屋音吉 (印)	津村南之町御旦那様	町内定髪結職廻り場所につき、播磨屋新六のおかげで勤めていたが、新六が死去後は適当な人物を定めたいこと	—	一紙2 枚綴	27.1 × 50.2
Kj18-O-126-39-13	差入申一札	天保13 年寅10 月	摂州川邊郡下坂部村 猪兵衛 (印)、同村 庄三郎 (印)	津村南之町御年寄 伊勢屋利兵衛殿、御丁内衆中様	丁内下屋につき、代銀老人前三匁宛の積、家別に前年十一月に掛け切り申すこと	—	一紙2 枚綴	28.4 × 43.5
Kj18-O-126-39-14	一札之事	天保10 年亥9 月	本人 灰屋安兵衛 (印)、受負人 内藤忠兵衛 (印)	津村南之町御丁内中様	灰屋安兵衛を丁内下役に召し遣えにつき、諸事我等受負人とする	—	一紙2 枚綴	27.9 × 64.0
Kj18-O-126-39-15	差上申一札之事	文政元寅年	—	—	下書カ、酒井但馬守様大坂御番につき下宿、旅籠銭など滞りなかったこと、後半は帳面の表書が示される	—	一紙3 枚綴	23.4 × 50.4
Kj18-O-126-39-16	一札	弘化2 巳年9 月	炭屋分五郎 (印)	年寄 伊勢屋利兵衛殿	娘ひろ九才の差加えにつき、実子にて相違なく、丁内に難儀をかけないこと	—	一紙	27.2 × 36.9
Kj18-O-126-39-17	覚	天保2 辛卯年4 月	曾根日向守組与力 磯矢与一兵衛 (印)、ほか3 名	壺屋利兵衛殿	御救大渡、銀四拾参匁を請取	—	一紙	33.1 × 48.1
Kj18-O-126-39-18	覚	天保2 辛卯年4 月	曾根日向守組与力 磯矢与一兵衛 (印)、ほか3 名	津村南之町町人・借屋人中	御救大渡、銀四百三拾目・同八拾六匁を請取	—	一紙	33.2 × 48.3
Kj18-O-126-39-19	覚	文政5 午年8 月	御宿主 塩町四丁目 小川屋弥左衛門 (印)	—	大番頭松平縫殿頭様の同心岡野尽次郎様御組四人様御宿の入用書上	※塩町記録カ	一紙	27.0 × 38.8
Kj18-O-126-39-20	一札	文化14 丑年8 月	明石屋芳兵衛 (印)、重吉母さよ (印)	年寄 河内屋平兵衛殿、家主 河内屋彦三郎殿	私方下人の播州掛東郡飾磨津東堀町大工屋長治郎伴重吉が病死、葬送・埋葬を済ませ、町内・家主に難儀はかけないこと	※塩町記録カ	一紙2 枚綴	27.0 × 52.4
Kj18-O-126-39-21	引合申届之事	丑年8 月	大坂塩町四丁目年寄 河内屋平兵衛	羽州米沢町名主長谷川半左衛門殿	当地小橋屋四郎右衛門と米沢の金沢屋久兵衛の文化十二年の染木綿売渡の代銀が滞っていることを問合せ	※塩町記録カ	一紙	32.2 × 31.6
Kj18-O-126-39-22	一札	文化14 丑年3 月	山城屋長兵衛	河内屋平兵衛殿	淡州津名郡釜口浦頭屋林兵衛は我等実兄であり、我等店の手伝いとして同居すること、林兵衛は彼地の寺請状を所持していること	Kj18-O-126-39-22・23 は同折 ※塩町記録カ	一紙2 枚綴	27.0 × 47.8
Kj18-O-126-39-23	一札	文化14 丑年3 月	山城屋長兵衛	年寄河内屋平兵衛殿、并ニ五人組中	下書カ、淡州津名郡釜口浦頭屋林兵衛を私店の手伝いとして同居するが人別には加えないこと、彼地妙勝寺の旦那に紛れないこと	Kj18-O-126-39-22・23 は同折 ※塩町記録カ	一紙	15.8 × 31.1

史料番号	標題	年月日	作成者	宛所	史料内容	備考	形態	法量
Kj18-O-126-39-24	一札之事	嘉永5年子正月	本人 柴田屋幸助(印)、ほか受人2名	津村南之町御町内中様	柴田屋幸助を丁下役に召し遣えにつき、諸事我等受負人とする事	—	一紙3枚綴	27.4 × 71.8
Kj18-O-126-39-25	口演	辰7月24日	年寄	河内屋長右衛門殿、ほか12名	丁内広嶋屋重兵衛殿家屋敷につき、代金七拾三兩で播磨屋宗助殿に永代売渡したことを披露、承知の旨調印願う、各宛の下に印あり	—	一紙3枚綴	24.0 × 62.0
Kj18-O-126-39-26	〔記〕	明治3庚午年9月晦日	年寄 綿屋佐五郎(印)	—	東大組拾番組之内塩町四丁目につき、家数19軒、役数32役、人数202人(男109人・女93人)、去年より12人減少とあり	※塩町記録カ	一紙	26.7 × 16.7
Kj18-O-126-39-27	〔上申〕	5月14日	丁人不残	御奉行様	家賃差配所の廃止を再度嘆願、奥に年寄の一筆・署名(「年寄印」)あり	—	一紙4枚綴	23.7 × 137.0
Kj18-O-126-39-28	乍恐書付ヲ以奉願上候	「年号月日」	惣丁人、年寄	御奉行様	家賃差配所の廃止を嘆願	—	一紙4枚綴	23.6 × 129.8
Kj18-O-126-39-29	〔覚〕	—	—	—	金額・町名書上、12町分	—	一紙2枚綴	22.4 × 34.5
Kj18-O-126-39-30	〔人別印鑑〕	午6月14日	津村南之町(印)	道修町老丁目	道修町老丁目内田屋惣三郎借屋鍵屋吉郎兵衛の名印に相違ないこと、諸掛金の有無を問合せ、奥に道修町老丁目の一筆・印あり	—	一紙	24.1 × 32.7
Kj18-O-126-39-31	口上覚	未8月	通達当番 塩町四丁目 河内屋平兵衛	安堂寺町老丁目 大和屋利兵衛殿、ほか4名	木屋利右衛門の拝借銀の願いについて通達、各宛の下に一筆あり	※塩町記録カ	一紙3枚綴	27.3 × 64.0
Kj18-O-126-39-32	口演	己10月	年寄(印「毛馬屋」)	伊丹屋かと代判春吉殿	町内小林屋九兵衛殿掛屋敷につき、代金百八拾兩で三河屋藤助が買受けたことを披露、承知の旨調印願う、各宛の下に印あり	包紙上書「回章 年寄」、包紙と堅帳は紐綴	堅帳2丁	23.5 × 16.4
Kj18-O-126-39-33	一札	嘉永7寅年10月	伊丹屋藤兵衛(印)	津村南之町年寄伊勢屋利兵衛殿	拝借銀返納中、津村中之町掛屋敷を曾根屋善七へ売却したいが、帳切を認めてもらえるように願う、曾根屋善七よりも一筆・印あり	—	一紙3枚綴	27.2 × 67.2
Kj18-O-126-39-34	約定一札之事	嘉永5年子閏2月	順教寺(印)	年寄 伊勢屋利兵衛殿、ほか勘定方2名	御公役銀町役銀の滞りにつき、召出しの上済方厳しく仰付けられ、近々の家賃入替の際に皆済すること	—	一紙2枚綴	27.7 × 35.5
Kj18-O-126-39-35	差入申一札之事	安政5年午8月	長浜町紀伊国屋金兵衛借屋陣々崎文右衛門事 借主 菊屋弥藏(印)、ほか受人1名	津村南之町年寄伊勢屋利兵衛殿、ほか家主1名	座摩宮境内における花相撲興行にあたっての守るべき事項を列記し誓約する	—	一紙3枚綴	27.4 × 81.0
Kj18-O-126-39-36	乍恐以書附奉願上候	元治元子年4月	西下宿木屋 理右衛門(印)	津村南之町 御年寄様、御行司様、御会所	火災により居宅・借屋類焼につき、銀子老貫目の拝借を願う	—	一紙	28.0 × 42.8
Kj18-O-126-39-37	一札	文久2戌年8月	淡路屋楨次郎(印)、家主 播磨屋庄兵衛(印)	津村南之町 御年寄様	去西に引越後、名義は目見に差し出した栄蔵ではなく、楨次郎で相違ないこと	—	一紙	28.0 × 40.0
Kj18-O-126-39-38	一札	慶應2寅年11月	親類受人 天満綿屋町 総屋徳兵衛(印)、ほか1名	津村南之町 月行司 菊屋源七殿、河内屋長右衛門殿、并五人組衆中	津村南之町毛馬屋梅吉の代判肥前屋佐兵衛が病死につき、親類相談のうえ天満綿屋町小間物屋平兵衛を代判とすること	—	一紙2枚綴	27.3 × 70.5
Kj18-O-126-39-39	口演	丑5月28日	年寄、勘定方、世話方	御町人中様	御霊宮諸末社正遷宮につき、祝儀寄進を今日中に納めるようにすること	—	一紙	24.1 × 33.3
Kj18-O-126-39-40	一札	明治3年午2月	摂州嶋下郡別府村下尿請入主 文左衛門(印)、ほか1名	津村南之町御町内衆中	津村南之町の下尿汲取につき、先年解放が御出されたが、難決のため従来通りに汲取となり、その金額を示す	—	一紙3枚綴	31.1 × 46.3
Kj18-O-126-40-0	〔包紙〕	嘉永6癸丑年5月	津村南之町	—	「御霊宮境内末社正遷宮寄進一件」	Kj18-O-126-40-1 ~ 14を内包	—	—
Kj18-O-126-40-1	覚	9月22日	御霊宮勤番(印)	津村南の町様	金式百疋、御神楽料として神納したこと	—	一紙	25.2 × 17.5
Kj18-O-126-40-2	覚	午6月12日	御霊宮勤番(印)	津南之町様	御神供米五十四袋・鳥目式貫五十文を神納したこと	—	一紙	24.7 × 17.3
Kj18-O-126-40-3	覚	午9月20日	御霊宮勤番(印)	津村南之町様	御神供米六十三袋・鳥目入九ツを神納したこと	—	一紙	25.0 × 17.0
Kj18-O-126-40-4	覚	己11月18日	御霊宮勤番(印)	津村南之町様	御神供米六拾六袋・正錢五百五拾文を神納したこと	—	一紙	25.2 × 17.4
Kj18-O-126-40-5	覚	午9月26日	御霊宮勤番(印)	地下五町様	金千疋、秋祭礼御初穂として神納したこと	—	一紙	25.3 × 17.1
Kj18-O-126-40-6	覚	未正月20日	御霊宮勤番	津村南之町様	御神供米五拾六袋・鳥目老貫五十文を神納したこと	—	一紙	24.9 × 17.1
Kj18-O-126-40-7	覚	己9月27日	御霊宮勤番(印)	津村南之町様、ほか4町	金千疋、秋祭礼御初穂として神納したこと	—	一紙	24.6 × 17.4
Kj18-O-126-40-8	覚	9月25日	御霊宮勤番(印)	備後町五丁目様	金百疋、御初穂として神納したこと	—	一紙	24.8 × 17.2
Kj18-O-126-40-9	覚	己11月19日	御霊宮勤番(印)	毛馬屋茂平様	日向炭六俵、御口料金百疋を神納したこと	—	一紙	25.1 × 17.1
Kj18-O-126-40-10	券	丑6月2日	御霊宮寄進所(印)	津村南之町借家中様	青銅貳拾七貫五百文、菟布良社ほか再建正遷宮御祝儀として社納したこと	—	一紙	30.8 × 23.3
Kj18-O-126-40-11	覚	戌6月3日	御霊宮神主(朱印)	津村南之町御丁内中様	金式百疋、社内出火御見舞として社納したこと	—	一紙	28.1 × 14.1
Kj18-O-126-40-12	覚	戌6月3日	御霊宮神主(朱印)	壺屋利兵衛様	青銅拾貫目、社内出火御見舞として社納したこと	—	一紙	28.0 × 14.1
Kj18-O-126-40-13	覚	亥5月17日	御霊宮神主(朱印)、世話方町(印)	津村南之町御丁中	錢四拾貫文、神楽所并高塀再建御寄附として神納したこと	—	一紙	27.8 × 21.0
Kj18-O-126-40-14	覚	天保9戌年11月晦日	御霊宮神主(朱印)、世話方町(印)	津村南之町御町中	青銅三拾貫文、神楽所并高塀再建御寄附として神納したこと	—	一紙	28.6 × 21.2
Kj18-O-126-41	一札	万延元申年11月24日	藤井太仲(印)、親類中惣代 石津町 佃屋甚左衛門(印)	津村南之町 御年寄 伊勢屋利兵衛殿、家守 播磨屋庄兵衛殿	親類の上中之嶋町楨村屋清右衛門支配借屋伏見屋由兵衛が死去したこと	—	一紙2枚綴	26.8 × 48.1
Kj18-O-126-42	人別送り一札之事	明治元辰年9月	堺県御領 泉州南部 稲葉村 庄屋 平右衛門(印)	大坂津村南之町毛馬屋茂兵衛殿	稲葉村新重郎娘かじ、津村南之町河内屋太兵衛方へ嫁附につき、人別へ加入のこと	—	一紙	24.4 × 27.3

九州大学法制史料「大阪津村南之町内諸書付及控帳」

史料番号	標題	年月日	作成者	宛所	史料内容	備考	形態	法量
Kj18-O-126-43	差入申一札	明治3年7月	桎屋勘兵衛、きん	津村南之町御年寄 毛馬屋茂兵衛殿	伊勢屋利兵衛の後妻きん（勘兵衛妻の妹）を多病のため引き取り、伊勢屋は実子五郎太らに任せること	—	一紙3枚綴	247 × 73.1
Kj18-O-126-44	送り請取一札	明治4年辛未9月12日	京都府管下 下京八番組 醒ヶ井綾小路下ル要法寺町 年寄 藤本佐助（印）	大坂東加組三番少年寄 稲垣久左衛門殿	播磨屋宗助弟国松、当町内（要法寺町）我等方に人家引越につき送り状請取、当町内の戸籍に差し加えること	—	一紙	245 × 33.4
Kj18-O-126-45	覚	辛未（明治4年）6月20日	津村南之町（印）	高津町	半原藩摂州豊島郡利倉村喜惣治娘すえ、順教寺方へ縁付、半原藩の添翰に高津町への引越の者も記載について確認、奥に高津村の一筆・印あり	—	一紙	233 × 32.2
Kj18-O-126-46	口上覚	辛未（明治4年）11月9日	佐土原県出張所	津村南之町少年寄衆	大坂府御中へ、佐土原土族藤田耕蔵、津村南之町毛馬屋為藏代判安兵衛宿借請を届け出たことを知らせる	年月日は大坂府への届出日より	罫紙（佐土原藩）	27.0 × 41.0
Kj18-O-126-47	〔達控〕	壬申6月	—	—	明治5年各宗教導職管長の設置に関する教部省・大阪府の達、明治5年新札発行に関する大阪府の達を控える	—	堅帳2丁	232 × 16.7
Kj18-O-126-48	送籍御引合	明治5申8月	右町（備後町五丁目）戸長	天神筋町御同役	備後町五丁目藤井藤次郎、天神筋町小寺太助へ引取につき送籍、奥書・調印願う、奥に天神筋町戸長の一筆・印あり	—	一紙	24.8 × 33.5
Kj18-O-126-49	送り書之事	明治4末年4月27日	大坂津村南之町年寄 毛馬屋茂兵衛印	京都府御支配所上京廿式番組御幸町通り二条上ル達磨町町役人中	藤屋長兵衛借屋紙屋辰之助、達磨町植村すて方へ引越、町人別へ加えること、奥に「中年寄 西勘右衛門印」などとあり	—	一紙	24.1 × 33.0
Kj18-O-126-50	人別送り引合書	辛未（明治4年）8月9日	津村南之町少年寄（印）	下京八番組要法寺町年寄 藤本佐助殿	播磨屋宗助弟国松、要法寺町藤本佐助借屋へ引越、送籍につき相違なければ、奥書・調印願う、奥に一筆・印あり	—	一紙	23.3 × 32.7
Kj18-O-126-51	覚	壬申6月	第十七区会議所（印）	備後町五丁目	4円37銭4厘3毛、4～6月分区長戸長役料之割、今日中に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.6 × 11.4
Kj18-O-126-52	口上覚	申8月19日	堤喜平（印）	御戸長	堤喜平および妻・男子につき、備後町五丁目森半次郎方へ引取のことなど	—	罫紙	23.8 × 32.6
Kj18-O-126-53	口上覚	申8月27日	右組 右戸主 渡邊安兵衛（印）、ほか組頭1名	備後町五丁目 御戸長中	阿波座下通壱丁目渡邊甚助、女子やすを引取につき、戸籍へ差加えを願う	—	一紙	23.4 × 34.5
Kj18-O-126-54	證	西3月	東大組第拾七区瓦町五丁目戸長 小塩佐右衛門（印）	同区備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	木村善七および妻・女子、瓦町五丁目へ引越につき、戸籍に編入したこと、奥に区長西勘右衛門の一筆・印あり	—	一紙	20.4 × 30.7
Kj18-O-126-55	口演	未12月	山田（印）	津村南之町御町内御役人中様	淡路屋貞次郎死後、妻子共行方知れずとなり、町内の規定通り取り計いを願う	—	一紙	24.8 × 21.2
Kj18-O-126-56	證書之事	明治5申年9月14日	備後町五丁目へ組巴崎清助、ほか親類懇代諸事請人1名	御戸長中	能州若山延武村百姓小林芳兵衛幸次郎、江戸堀南通式丁目坂本方で死去、梅田墓所へ送り町内に迷惑をかけないこと	—	一紙2枚綴	27.3 × 43.2
Kj18-O-126-57	口上覚	壬申4月19日	右戸主 寺田佐兵衛（印）、ほか家主1名	東第拾七区備後町五丁目少御年寄	兵庫県管内摂州菟原郡熊内村法西寺妹たね、備後町五丁目小野源七借屋寺井佐兵衛方へ養女となり、戸籍差加を願う	—	一紙	23.3 × 32.5
Kj18-O-126-58	口演	明治5年壬申9月	古手渡世 扇久兵衛（印）ほか3名	戸長 作田孫兵衛殿	瓦町通五丁目木下忠七支配借屋から横田庄兵衛支配借屋へ宅替につき、人別に加えることを願う、奥に五人組頭の一筆・印あり	—	一紙	24.8 × 34.3
Kj18-O-126-59	奉願上候	明治5年申7月	津国屋佐吉（印）、ほか1名	備後町五丁目御丁内様	立替願ひ、上福島村達路屋寅吉かし家へ引取のこと	—	一紙	24.0 × 24.0
Kj18-O-126-60	〔覚〕	—	—	—	扇久兵衛および妻・伴、同家北川六己良の出自などを記す	—	一紙	24.4 × 33.9
Kj18-O-126-61	宗旨手形之事	明治4末年6月	知恩院末生玉中寺町 安楽寺（印）、ほか4寺	年寄 青物屋久左衛門殿	津村南之町、河内屋長右衛門、ほか女房・母・伴2人・妹	—	一紙	25.0 × 25.0
Kj18-O-126-62	宗旨手形之事	明治4年未7月	本願寺東御一家 蓮澤寺（印）、ほか2寺	孫兵衛殿	津村南之町備後屋孫兵衛支配貸家加賀屋百祐、女房ひさ、養子安兵衛、娘すゑ	—	一紙	24.9 × 34.3
Kj18-O-126-63	寄留御届	1月5日	東第十七区備後町五丁目第廿六番宿屋業 森半次郎（印）	御戸長	神奈川県属土族市中取締邏卒谷本鶴吉、申8月18日より寄留のこと	—	罫紙	27.2 × 39.1
Kj18-O-126-64	〔記〕	明治5壬申7月	い組頭 山根九兵衛（印）、ほか8名	戸長	太神宮様大麻受納、組内に配布すること	—	一紙	24.8 × 34.4
Kj18-O-126-65	口演	午7月26日	年寄（印）	伊丹屋かと代判音吉殿、ほか14名	町内中村屋序助掛屋敷が代金百拾五兩にて同人借屋藤屋長兵衛へ永代売渡となったことを承知の旨調印願う	—	堅帳2丁	24.0 × 16.6
Kj18-O-126-66	一札	天保13寅年10月	丸屋平兵衛（印）	御年寄 伊勢屋利兵衛殿、御丁内衆中殿	丁内下塚につき、別符村から下坂部村猪兵衛・庄三郎に変更、代銀徴収のこと	—	一紙2枚綴	28.4 × 38.3
Kj18-O-126-67	文化九年申秋御知行村々取簡所務目録	文化9年9月	御郡役所（印）	三好助太夫殿	御堂郡仲村ほか5ヶ村	※別文書群カ	一紙2枚綴	24.3 × 40.7
Kj18-O-126-68	口演	午7月	年寄（印）	伊丹屋かと代判音吉殿、ほか15名	他丁持船橋屋音吉掛屋敷が代金八拾兩にて同人借屋近江屋林兵衛へ永代売渡となったことを承知の旨調印願う、各宛の下に印あり	—	一紙3枚綴	22.5 × 61.6
Kj18-O-126-69	〔口演〕	未2月15日	年寄（印）	伊丹屋かと代判音吉殿、ほか15名	町内中村屋序助南側掛屋敷が代金百八拾兩にて序助借屋藤井太伸へ永代売渡となったことを承知の旨調印願う、各宛の下に印あり	—	一紙3枚綴	23.2 × 58.1
Kj18-O-126-70	口演	午4月	年寄（印）	河内屋長右衛門殿、ほか13名	丁内伊勢屋利助死跡、同家五市太が利兵衛と改め家督相続したことを承知の旨調印願う、各宛の下に印あり	—	一紙2枚綴	23.5 × 58.3
Kj18-O-126-71-1	受籍券	明治7年第1月30日	西大組第五区河内町式丁目戸長 水谷作兵衛（印）	東大組第十七区 備後町五丁目御同勢	桜井米太郎方姉ふさ、当町松山喜兵衛方へ嫁付、奥に区長今仲源次郎の一筆・印あり	Kj18-O-126-71-1～39は同折	罫紙	27.1 × 37.8
Kj18-O-126-71-2	請籍券	明治7年第1月8日	北大組第五区岩井町式丁目戸長 覚道治兵衛（印）	東大組第十七区 備後町五丁目御同勢	富藤廣吉、当町木付喜兵衛方に養子、奥に区長今仲源治郎の一筆・印あり	—	罫紙	26.6 × 38.7
Kj18-O-126-71-3	送籍請書	明治7年2月	備後町四丁目戸長 和田弥兵衛（印）	備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	備後町五丁目加藤喜藏、備後町四丁目に移住、奥に区長西勘右衛門の一筆・印あり	—	罫紙	25.9 × 38.4

史料番号	標題	年月日	作成者	宛所	史料内容	備考	形態	法量
Kj18-O-126-71-4	入籍券	明治6年6月	北第拾三区堂島浜通壹丁目戸長 島田善次郎 (印)	東第拾七区備後町五丁目戸長御中	備後町五丁目近藤定七、堂島浜通壹丁目に移転、奥に区長鶴島紀十郎の筆・印あり	—	罫紙	27.6 × 39.7
Kj18-O-126-71-5	送籍請取証	明治6年12月11日	北大組第七区此花町式丁目戸長 鈴木直三郎 (印)	東大組第十七区備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	備後町五丁目西川政七、此花町小泉五兵衛へ同居引取、奥に区長勝田卯兵衛の筆・印あり	—	罫紙	27.1 × 37.7
Kj18-O-126-71-6	證	明治6年第10月12日	東大組第十六区瓦町壹丁目戸長 村井保兵衛 (印)	右町 (備後町五丁目) 戸長 作田孫兵衛殿	備後町五丁目呂野吉藏長男徳兵衛、瓦町矢部松兵衛へ養子引越、奥に区長畑山仁左衛門の筆・印あり	—	罫紙	26.5 × 38.8
Kj18-O-126-71-7	入籍受證	明治6年12月2日	東大組第五区安堂寺橋通式丁目戸長 宮崎定七郎 (印)	東大組第十七区備後町五丁目戸長御中	川村玄七ら一家、安堂寺橋通式丁目移転、奥に区長鹿野平藏の筆・印あり	—	罫紙	27.1 × 38.0
Kj18-O-126-71-8	証	明治6年11月	嶋上郡第二区八番組上田部村戸長 松村藤三郎 (印)	右町 (備後町五丁目) 戸長 作田孫兵衛殿	川村玄七同居田辺きゆう、当村中嶋空三へ引越	—	罫紙	26.0 × 37.8
Kj18-O-126-71-9	載籍證	明治6年第10月	東大組第拾叁区石町式丁目戸長 大嶋伝兵衛 (印)	前町 (備後町五丁目) 戸長御中	錦忠兵衛と妻子、石町式丁目森嘉助方へ同居、奥に区長内藤長兵衛の筆・印あり	—	罫紙	26.6 × 38.0
Kj18-O-126-71-10	入籍證	明治6年第8月20日	東大組第十五区伏見町五丁目戸長 和田弥三郎 (印)	右町 (備後町五丁目) 戸長御中	西川長兵衛ら一家、伏見町五丁目へ転居、奥に区長池田四郎兵衛の筆・印あり	—	罫紙	26.5 × 38.0
Kj18-O-126-71-11	入籍証	明治6年8月	南大組第九区宗右衛門町丁戸長 入江伊三郎 (印)	東大組第十七区備後町五丁目戸長御中	田宮利兵衛ら一家、宗右衛門町へ移住、奥に区長梶野喜兵衛の筆・朱印あり	—	罫紙	27.1 × 38.5
Kj18-O-126-71-12	送籍受書	明治6年8月	西第六区榎中通式丁目戸長 柳惣兵衛 (印)	東第壹七区備後町五丁目戸長御中	岡野吉藏方女子うのら5名、榎中通式丁目に引越、奥に区長本岡五兵衛の筆・印あり	—	罫紙	27.2 × 38.0
Kj18-O-126-71-13	差入申一札	(明治)	東大組第拾七区備後町五丁目 岡田みず (印)、ほか親類惣代1名、證人1名	備後町五丁目惣御町人衆中	先代藤兵衛、永代祥月祠堂経執行の条約をかわしたが、今回その条約取消により提出すべきところ、紛失していること	—	罫紙	26.0 × 37.0
Kj18-O-126-71-14	請証	明治10年2月	順教寺住職 峯地教四 (朱印)、檀家請人 小川三郎兵衛 (印)	作田孫兵衛殿	順教寺境内地の公役町役年賦割済証札にて納めていたが、証札取消となり有り難き仕合わせ、地券状・証文は請取のこと	—	罫紙	26.2 × 37.5
Kj18-O-126-71-15	差入申一札	明治6年6月25日	北大組第六区天神筋丁廿六番小寺太助方ニ同居家賃主 藤井藤次郎 (印)、ほか親類受人1名	備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	備後町五丁目藤井藤次郎抱屋敷を百五拾兩にて信原宗助へ永代売渡となったことにつき、町内に迷惑をかけないこと	—	罫紙	26.6 × 38.5
Kj18-O-126-71-16	一札	明治7年第2月	—	備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	親類菅野利兵衛抱屋敷を代金三百円で堤喜平に売渡となったことにつき、町内に迷惑をかけないこと	—	罫紙	26.0 × 37.9
Kj18-O-126-71-17	一札	明治7年2月	東大組第十七区備後町五丁目親類惣代請人 森半次郎、買主 堤喜平	備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	親類堤喜平が菅野利兵衛所持の屋敷を買請のこと、公儀制禁を守り、我儘など申さず、町内の公役を負担すること	—	罫紙	26.0 × 38.0
Kj18-O-126-71-18	記	明治7年2月	堤喜平	備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	拾五番地の屋敷地・建家の買入につき調印を願う	—	罫紙	26.0 × 38.0
Kj18-O-126-71-19	記	明治7年2月	菅野利兵衛	備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	十三番地の屋敷地・建家の買入につき調印を願う	—	罫紙	25.9 × 38.0
Kj18-O-126-71-20	證	明治7年2月	備後町五丁目戸長 作田孫兵衛	—	十二番地屋敷地の家賃につき、地券書換が済み次第、証書と引き換えること	—	罫紙	26.0 × 38.0
Kj18-O-126-71-21	一札	明治6年6月25日	西大組第八区阿波座上通壹丁目親類請人 今村定七 (印)、家買主 信原宗助 (印)	備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	備後町五丁目藤井藤次郎抱屋敷を金百五拾兩で信原宗助へ永代買請のこと	—	罫紙	26.6 × 38.5
Kj18-O-126-71-22	差入申一札	明治6西1月11日	西大組第貳区江戸堀四丁目 飯田清右衛門 (印)	東大組第十七区備後町四丁目戸長 作田孫兵衛殿、家主 小野源七殿	備後町五丁目高橋よねが西国筋から帰宅せず、人籍と家財は引き取りし、町内には迷惑をかけないこと、作成者箇所に付箋「土佐堀通四丁目」とあり	—	罫紙	23.3 × 33.2
Kj18-O-126-71-23	入籍一札	明治5壬申年8月9日	東第拾七区備後町五丁目 寺井佐兵衛 (印)、ほか組頭1名・家主1名	御戸長中	摂州兎原郡熊内村法西寺住持妹たね、無籍につき、佐兵衛縁女に差し加えの取り計らいを願ひ、丁中へ迷惑をかけないこと	—	一紙	26.8 × 40.7
Kj18-O-126-71-24	差入申一札	明治7年3月	西大組第廿四区江戸堀下通四丁目親類受人 福嶋良平 (印)、ほか1名	東大組第十七区備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	親類の備後町五丁目三番地主岡田かと、病死し、岡田みすに相続、地券書換のこと、町内に難儀をかけないこと	—	罫紙	26.5 × 38.5
Kj18-O-126-71-25	請證	明治5申11月15日	三十五番 松田久兵衛 (印)	戸長 作田孫兵衛殿	町内中村序助所持の家屋敷2ヶ所を買得につき、継印の沽券状を受取のこと	—	一紙	24.7 × 33.5
Kj18-O-126-71-26	送籍受書	明治6年第1月23日	西成郡第壹区壹番組合吉右衛門肝煎地副戸長 和田高保 (印)	東大組第拾七区備後町五丁目戸長御中	備後町五丁目北国伊三郎、区内浦平助方に同居につき、送籍状を受取	—	一紙	21.6 × 32.2
Kj18-O-126-71-27	送籍請	申12月朔日	東第七区内本町橋詰丁戸長 河中仁作 (印)	東第拾七区備後町五丁目御同務	備後町五丁目松田久兵衛方兄清太郎・妻みさ、内本町橋詰丁に分宅につき、送籍状を受取	—	一紙	20.1 × 30.3
Kj18-O-126-71-28	入籍證	明治7年第3月30日	西成郡第一区難波村 副戸長 氏原愛之介 (印)	東大組第拾七区備後町五丁目 御同務	備後町五丁目日生崎徳二郎・のふ、難波村に移宅につき加籍したこと、戸長の筆・印あり	—	罫紙	27.1 × 38.5
Kj18-O-126-71-29	贈籍請書	明治6年9月	兵庫県管轄摂州兎原郡熊内村戸長 山西小左衛門 (印)	備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	備後町五丁目寺井佐兵衛養女たね、当村法西寺に引取につき加籍したこと	—	罫紙	27.8 × 40.8
Kj18-O-126-71-30	送籍請書	壬申9月10日	東大組第拾九区安土町三丁目戸長 佐々木半兵衛 (印)	東大組第拾七区備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	備後町五丁目今井太兵衛弟太三郎、安土町三丁目に分家につき、送籍状を受取	—	罫紙	24.2 × 33.0
Kj18-O-126-71-31	送籍状請取	申8月3日	西第壹区越中町式丁目 (印)	備後町五丁目	備後町五丁目内海清兵衛方山口与助、越中町式丁目に別宅来致につき、送籍状を受取	—	罫紙	23.8 × 32.0

九州大学法制史料「大阪津村南之町内諸書付及控帳」

史料番号	標題	年月日	作成者	宛所	史料内容	備考	形態	法量
Kj18-O-126-71-32	人籍受取書	明治6年12月	東大組第二十区南久宝寺町式丁目戸長 益野六兵衛 (印)	東大組第拾七区 備後町五丁目戸長 御中	備後町五丁目岡田藤兵衛方養女しん、南久宝寺町式丁目佐川治助方に養女に引取につき、送籍書を受取、区長の一筆・印あり	—	罫紙	27.0 × 37.7
Kj18-O-126-71-33	加籍証	明治7年3月10日	西大組第九区阿波座下通壱丁目区長 嶋佐兵衛 (印)	東大組第拾七区 備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	岡田藤兵衛方金次郎、阿波座下通壱丁目福井政古方に不縁につき、当区戸籍に編入したこと、区長稲本平兵衛の一筆・印あり	—	罫紙	26.3 × 37.3
Kj18-O-126-71-34	送籍請	明治7年3月	同区備後町三丁目戸長 正田次郎兵衛 (印)	同区備後町五丁目戸長 作田孫兵衛殿	乙崎清助ら一家、備後町五丁目より備後町三丁目へ移住、副区長西勘右衛門の一筆・印あり	—	罫紙	26.6 × 28.3
Kj18-O-126-71-35	御請	明治5申11月28日	東大組第拾七区備後町五丁目四拾五番屋敷 那須藤助 (印)	戸長 作田孫兵衛殿	田宮利兵衛殿所持の居宅と抱家敷買得につき、継印の沽券状三通を受納したこと	—	罫紙	23.3 × 33.2
Kj18-O-126-71-36	覚	明治7年2月9日	備後町三丁目 正田 (印)	備後町五丁目 作田様	金1円、往来小使代之割、受取のこと	—	一紙	23.3 × 33.5
Kj18-O-126-71-37	御請	明治6年西8月	東大組第拾七区備後町五丁目 信原宗助 (印)	戸長 作田孫兵衛殿	藤井藤次良所持の抱屋敷買請につき、継印の沽券状を受納したこと	—	一紙	24.3 × 23.1
Kj18-O-126-71-38	御請	—	東大組第拾七区備後町五丁目 い組 伍長 山根九兵衛 (印)、ほか8名	御戸長	川口築港につき広大な仁恤有り難く拝戴、組合の者尽力のこと	—	罫紙	26.9 × 38.9
Kj18-O-126-71-39	送籍受取證書之事	明治5申年10月	東大組第十九区南本町三丁目戸長 藤井清兵衛 (印)	右町 (備後町五丁目) 戸長御中	小野源七一家、備後町五丁目より南本町三丁目へ引越、区長吉崎善兵衛の一筆・印あり	—	一紙	22.5 × 37.9
Kj18-O-126-72-0	〔包紙〕	明治5壬申3月27日迄	備後町五丁目 戸長	—	「請書入 諸書物入」	Kj18-O-126-72-1 ~ 38 を内包	—	—
Kj18-O-126-72-1	覚	申 (明治5年) 7月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	金1両2歩2錢6厘2毛、御公役先打金割方、来7日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.4
Kj18-O-126-72-2	覚	壬申 (明治5年) 7月	第拾七区会議所 (印)	備後町五丁目	金1円23錢3厘1毛、当7月中諸入用并物書給料割、25日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.4
Kj18-O-126-72-3	覚	壬申 (明治5年) 8月	第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	金1円29錢3厘9毛、当8月中諸入用并物書給料割、来22日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.3
Kj18-O-126-72-4	覚	西 (明治6年) 1月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	23錢8厘、御布令板行代之割、来26日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.6 × 11.5
Kj18-O-126-72-5	覚	明治6年4月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	1円55錢3厘、4月中会議所諸入用之割、来23日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.5
Kj18-O-126-72-6	覚	壬申 (明治5年) 9月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	金7円98錢、御取締入費当8月分、来18日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.3
Kj18-O-126-72-7	覚	西 (明治6年) 11月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	金19円58錢2厘5毛、小学校入用皆納税金高、来5日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.1
Kj18-O-126-72-8	覚	西 (明治6年) 6月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	金16兩3歩2朱、小学校入用四ヶ度目割方、明29日持参、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.2
Kj18-O-126-72-9	覚	明治6年4月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	2円91錢6厘、当3・4月分区長戸長役料割、来23日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.6 × 11.5
Kj18-O-126-72-10	覚	壬申 (明治5年) 7月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	30錢2厘4毛、6月中御布令板行代割、来27日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.4
Kj18-O-126-72-11	覚	明治6年5月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	金28兩2朱、当区内小学校建営入費三ヶ度目割方、来20日に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.8 × 11.2
Kj18-O-126-72-12	覚	第8月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	金11兩1歩、当区内小学校建営五ヶ度入用割方、来5日に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.4
Kj18-O-126-72-13	覚	第4月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	74錢4厘、3月21日~4月20日板行代割、来23日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.4
Kj18-O-126-72-14	覚	西2月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	1円55錢3厘、当3月中会議所諸入用割方、来23日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.4
Kj18-O-126-72-15	覚	第4月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	15円96錢、御取締入費、来13日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.6 × 11.5
Kj18-O-126-72-16	覚	申 (明治5年) 12月	第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	55錢5厘、御布令板行代割、明2日に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.6
Kj18-O-126-72-17	覚	明治6年1月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	1円61錢8厘、橋梁御入用之割方、来11日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.8 × 11.4
Kj18-O-126-72-18	覚	西 (明治6年) 2月	東第拾七区会議所 (印)	備後町五丁目	2円91錢6厘、当1月2月分区長戸長役料之割、来23日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.6 × 11.5
Kj18-O-126-72-19	覚	申 (明治5年) 10月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	25錢、9月26日~10月20日板行代之割、来25日に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.3
Kj18-O-126-72-20	覚	西 (明治6年) 3月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	1円55錢3厘、当3月中会議所諸入用割方、来23日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.6 × 11.5
Kj18-O-126-72-21	覚	申 (明治5年) 10月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	2円91錢6厘、9・10兩月分区長戸長役料之割方、来25日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.5
Kj18-O-126-72-22	覚	壬申 (明治5年) 8月	第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	2円29錢6厘1毛、当7・8兩月分区長戸長役料、来23日に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.3
Kj18-O-126-72-23	覚	壬申 (明治5年) 6月	第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	金4兩2歩2朱ト4厘6毛、当5月より川渡御手伝献金之割、今日中差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.3
Kj18-O-126-72-24	覚	申 (明治5年) 9月	東第拾七区会議所 (印)	備後町五丁目	金1円55錢2厘7毛、当9月中会議所諸入用割方、来24日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.3
Kj18-O-126-72-25	覚	西 (明治6年) 1月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	1円55錢3厘、当1月会議所諸入用割方、来26日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.4
Kj18-O-126-72-26	覚	壬申 (明治5年) 8月	第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	金1円55錢7厘、郷入用割方、来23日差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.4
Kj18-O-126-72-27	覚	申 (明治5年) 10月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	1円55錢7厘、郷入用割方、来18日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.4 × 11.4
Kj18-O-126-72-28	覚	壬申 (明治5年) 8月	第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	銅貨39錢1厘2毛、御布令板行代之割、明23日差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.5
Kj18-O-126-72-29	覚	西 (明治6年) 2月	東第十七区会議所 (印)	備後町五丁目	15円96錢、御取締御入費割、来12日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.5

史料番号	標題	年月日	作成者	宛所	史料内容	備考	形態	法量
Kj18-O-126-72-30	覚	申(明治5年)9月	東第拾七区会議所(印)	備後町五丁目	25 銭 9 厘、御布令板行代、来 28 日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.3
Kj18-O-126-72-31	覚	申(明治5年)10月	東第十七区会議所(印)	備後町五丁目	1 円 55 銭 3 厘、当 10 月中会議所諸入用割方、来 25 日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.5
Kj18-O-126-72-32	覚	申(明治5年)11月	東第拾七区会議所(印)	備後町五丁目	1 円 45 銭 8 厘、当 11 月分区分長戸長役料之割方、来 22 日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.5
Kj18-O-126-72-33	覚	申(明治5年)10月	東第拾七区会議所(印)	備後町五丁目	4 円 63 銭、川渡献金之割、来 12 日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.4 × 11.2
Kj18-O-126-72-34	覚	申(明治5年)7月	東第十七区会議所(印)	備後町五丁目	金 1 両 2 朱ト 7 厘、当 6 月分会議所諸入用割方、来 5 日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.4
Kj18-O-126-72-35	覚	申(明治5年)11月	東第拾七区会議所(印)	備後町五丁目	1 円 55 銭 2 厘、当 11 月中会議所諸入用割方、来 23 日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.5 × 11.4
Kj18-O-126-72-36	覚	申(明治5年)11月 22 日	会議所(印)	備後町五丁目	金 1 朱 2 朱ト 2 銭 5 厘、年頭祝義之割、明 23 日に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.4 × 11.4
Kj18-O-126-72-37	覚	壬申(明治5年)7月	第十七区会議所(印)	備後町五丁目	金 18 円 67 銭 5 厘、御取締諸入費三ヶ月分(4 ~ 6 月)、来 25 日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.7 × 11.5
Kj18-O-126-72-38	覚	申(明治5年)11月	第十七区会議所(印)	備後町五丁目	7 円 98 銭、当 11 月分御取締入費割方、来 23 日迄に差出、裏面に受取印などあり	—	一紙	24.4 × 11.3
Kj18-O-126-73	宗旨手形之事	明治 4 未年 6 月	京妙心寺末天満西寺町 塞山寺(印)、ほか 5 寺	播磨屋庄兵衛殿	津村南之町播磨屋庄兵衛支配山本屋古蔵方同家奥村屋宇能ノ 5 人	—	一紙	24.7 × 32.8
Kj18-O-126-74	宗旨手形之事	明治 4 未年 6 月	知恩院末八丁目寺町 實相寺(印)、ほか 2 寺	ふじ屋長兵衛殿	津村南ノ町藤屋長兵衛かしや紀伊国屋玄七、女房なか	—	一紙	27.5 × 19.6
Kj18-O-126-75	宗旨手形之事	明治 4 未年 7 月	本願寺東御一家 蓮澤寺(印)、ほか 2 寺	孫兵衛殿	津村南之町備後屋孫兵衛支配貸家加賀屋百祐、女房ひさ、娘すゑ	—	一紙	24.8 × 34.4
Kj18-O-126-76	宗旨手形之事	明治 4 未年 5 月	東本願寺下玉造拐屋町 本真寺(印)、ほか 3 寺	播磨屋宗助殿	津村南之町町中持屋敷借屋小国屋件三郎、妻小たけ	—	一紙	24.6 × 33.6
Kj18-O-126-77	宗旨手形之事	明治 4 未年 7 月	九条村 光泉寺(印)、ほか 2 寺	藤井屋太仲殿	津村南町藤井屋太仲かしや□□(屋号に張紙「改名大庭」とあり)屋宗太	—	一紙	24.2 × 32.5
Kj18-O-126-78	宗旨手形之事	明治 4 辛未年 7 月	天満六丁目 西福寺(印)、光明寺、各組合	菊屋源七殿	津村南之町菊屋源七かしや三輪屋孝治郎、姉ゆき	—	一紙	27.3 × 38.9
Kj18-O-126-79	送り書之事	明治 4 辛未年 7 月	仏光寺東町 年寄佐々木源兵衛(印)	大坂府御支配所 大坂東大組加組三番津村南町 少年寄 稲垣久三右衛門殿	仏光寺東町組佐兵衛、津村南之町加賀屋百助方に養子につき、人別送りのこと、奥に中年寄鈴木半兵衛の一筆・押印あり	—	一紙	33.0 × 48.0
Kj18-O-126-80	覚	慶應 3 年卯 6 月	内陣講(印)	津村南之町様	白銀式枚、太神宮家根替修費再建御寄進として慥かに受納したこと	—	一紙	24.8 × 17.0
Kj18-O-126-81	寄進銀請取通	文政 2 卯年	御霊本地堂 寶城寺(朱印)、再建世話方 御簾講(印)	津村南之町御町中	寄進高青銅六拾貫文、受取額・受取日を書上	—	横折	27.5 × 41.9
Kj18-O-126-82	津村南之町水帳	宝暦 3 癸酉年 10 月	(津村南之町)	—	水帳絵図あり	—	竖帳 15 丁	27.0 × 20.8
Kj18-O-126-83	町中諸祝儀定帳	西安永 5 年申 12 月吉日	—	—	家屋鋪買請、養子、相続における出銀規定、未に年寄・年行司・町人の署名あり、裏面に「津村南之町年寄扣」とあり	—	和綴 23 丁	28.2 × 21.2
Kj18-O-126-84	諸祝儀式日并年中勘定仕立帳	文政 7 年	北組津村南之町	—	天明期の御触書、諸祝儀式日、年中勘定取立、未に文政 7 年に勘定向の取締をする旨が仰せ出されたため、町内で帳面を改めて作成したことが記される	—	竖帳 53 丁	27.0 × 20.8
Kj18-O-126-85	引取同家人改帳	安永 6 丁酉年 10 月	津村南之町	—	引取、借家人に関する一札、町人らの判形あり	—	竖帳 12 丁	24.2 × 17.4
Kj18-O-126-86	丁内家賃證文控帳	寛政 11 未年 8 月	津村南之町	—	寛政 11 年～明治 3 年の家賃證文の記録、全丁にわたり墨で「×」とされる	—	竖帳 80 丁	27.8 × 21.4
Kj18-O-126-87	津村南之町水帳	安永 7 戊戌年 12 月	(津村南之町)	—	水帳絵図あり	—	竖帳 15 丁	27.3 × 20.5
Kj18-O-126-88	津村南之町水帳	寛政 10 戊午年 5 月	(津村南之町)	—	水帳絵図あり	—	竖帳 17 丁	27.2 × 20.3
Kj18-O-126-89	津村南之町水帳	文化 12 乙亥年 5 月	(津村南之町)	—	水帳絵図なし	—	竖帳 18 丁	27.3 × 20.5
Kj18-O-126-90	宗旨人別帳	文政 5 壬午年 10 月	北組津村南之町	—	各寺ごとに人別を記す	包紙挟込あり、本史料の包紙カ	和綴 37 丁	29.5 × 21.5
Kj18-O-126-91	津村南之町水帳	安政 3 酉辰年 5 月	(津村南之町)	—	水帳絵図あり	—	竖帳 24 丁	27.0 × 20.4
Kj18-O-126-92	津村南之町水帳	文政 8 乙酉年 11 月	(津村南之町)	—	水帳絵図あり	—	竖帳 23 丁	27.1 × 20.3
Kj18-O-126-93	差上申證文之事	明治 3 庚午年 9 月晦日	津村南之町月行事 播磨屋庄兵衛(印)ほか月行事・年寄各 1 名	大坂府御庁	明治 2 年 10 月朔日付制札写、各町人が月毎に押印、町の住居・住民などを記す	—	竖帳 22 丁	30.5 × 20.7
Kj18-O-126-94	町屋敷沽券状請印帳	明治 3 庚午年 8 月	東三番組 津村南之町	—	町屋敷沽券状改正における印形、9 月以降は個別に印形	—	竖帳 3 丁	26.5 × 19.1
Kj18-O-126-95	諸事證文帳	従慶應 3 丁卯年 4 月	津村南之町	—	明治 5 年 3 月までの津村南之町年寄宛の證文を記す	—	竖帳 49 丁	27.5 × 19.6
Kj18-O-126-96	町内申合取締条目	慶應 3 丁卯年 4 月	北組 津村南之町	—	町内借家人に関する規定、承知したものは判形のこと、14 名中 11 名の判形がなされる	—	竖帳 6 丁	24.1 × 16.6
Kj18-O-126-97	公方様御上洛被遊大坂御城江被御成之節御金壹万両町人江被下置惣年寄が御下渡有之町人割渡帳	文久 3 癸亥年 11 月 8 日	北組 津村南之町	—	亥 11 月 8 日の達、津村南之町は銀壹貫三百四拾九匁七分八厘が渡され、各人の役数に応じて分配される	—	竖帳 7 丁	24.2 × 16.5
Kj18-O-126-98	御霊宮御本社 正遷宮寄進帳	嘉永 2 己酉年 5 月	—	—	金銭額・人名書上、ノ三拾五貫目四十文	—	竖帳 11 丁	25.2 × 17.3
Kj18-O-126-99	正遷宮寄進録	嘉永 6 癸丑年 5 月	—	—	菟布良社ほか 5 ヶ所への寄進を記録	—	竖帳 19 丁	24.2 × 16.6

九州大学法制史料「大阪津村南之町内諸書付及控帳」

史料番号	標題	年月日	作成者	宛所	史料内容	備考	形態	法量
Kj18-O-126-100	證文帳	安政2卯年9月改、 慶應2寅年4月迄用之	津村南之町	—	津村南之町年寄宛の證文を記す	—	縦帳 48 丁	27.4 × 19.2
Kj18-O-126-101	目安帳	万延2辛酉年正月	北組 津村南之町	—		—	縦帳 48 丁	24.7 × 16.9
Kj18-O-126-102	〔人名簿〕	明治6酉4月	備後町五丁目	—	備後五丁目の番地順に、各世帯の商売・人名・年齢などを記す	—	縦帳(罫紙) 30 丁	28.0 × 20.2
Kj18-O-126-103	〔綴〕	卯9月	—	—	各商人より惣御年寄中に提出された品物(紙、下駄、豆腐)の値段を綴る	—	縦帳 6 丁	23.8 × 16.9